

2025年度要員確保に関する申し入れ

日時 令和7年4月11日（金）午後6時00分～午後6時10分

場所 大阪市役所地下1階 第6 共通会議室

<所属>

2025年度の要員配置について、追加回答させていただく。

まずはじめに、先日の団体交渉において回答させていただいたとおり、要員の確保については、職員の勤務労働条件を確保する観点から、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならないと考えており、令和6年度における年度途中退職者1名、年度末退職者4名、年度途中昇任者1名、令和7年度昇任者3名については、全て補充してまいる。

次に、要員の増員及び減員について、回答する。

統計調査担当の職員について、令和7年国勢調査の実施にむけた体制強化のため、事務職の要員を1名増員する。

開発誘導課の職員について、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正した「盛土規制法」が公布され、改正前の宅地造成等規制法に基づく規制区域の無かった大阪市においても、大阪市全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、盛土規制法の運用を開始したことから、許可、検査、指導等の事務が本格化するため、土木職の要員を1名増員する。

建築企画課の職員について、建築計画概要書閲覧・交付システムの構築に向けた検討・作業を進めるため、事務職係員を平成31年度に1名、令和2年度に1名を増員配置したところであるが、上記システムの構築が完了したものの、システムに関する市民の方への説明や対応業務がまだ一定程度あることから、当該事務職係員2名のうち1名を減員する。再任用職員建築職1名の雇用期間終了に伴い、建築職1名の本務職員を配置する。

また、「建築計画概要書」、「築造計画概要書」及び「処分等概要書」の電子化の遅れと台帳記載事項証明書における早期のデータ整備に対応するため会計年度任用職員を1名増員する。

建築確認課の職員について、大阪・関西万博会場内建築物に係る建築確認等に関する業務の終了により、建築職の係員1名を減員し、これに伴う監察課担当の兼務も廃止するとともに、電気職の係員1名を減員する。

また、建築物省エネ法改正に伴う省エネ適合判定に関する業務の体制強化を図るため建築職の係員を1名増員し、建築基準法改正に伴う建築物定期報告に関する業務の体制強化を図るため電気職の再任用職員1名を増員する。

昨年12月26日にいただいた、申し入れに対する回答は以上であるが、今後も、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合については、交渉事項として誠意をもって対応してまいりますので、よろしくお願いします。

(組合)

本日の回答について、この間の交渉経過を踏まえたものとして基本的に了承する。

また、所属からの回答にもあるが、今後、勤務労働条件の変更を来すような事項が生じる場合は、交渉事項として誠意ある対応を改めて要請し、2025年度の要員確保に向けた団体交渉はこれで終了することとする。